

2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

(平成27年2月24日閣議決定)

(1) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

- 基本方針に即して、国・地方公共団体等の行政機関等は、職員の取組に資するため、当該機関における取組に関する要領である「対応要領」を、主務大臣は事業者の取組に資するため、事業分野別の指針（ガイドライン）である「対応指針」を、具体例も盛り込みながら作成し、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知する。
- 地方公共団体等については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とする。

(2) 対応要領・対応指針

- 作成手続
 - ・作成に当たり、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は公表しなければならない。
- 記載事項
 - ・趣旨
 - ・不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
 - ・同具体例
 - ・相談体制の整備
 - ・行政機関等／事業者における研修・啓発
 - ・国の行政機関（主務大臣）における相談窓口【※対応指針のみ】

(3) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

- 新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上を図ることにより体制を整備する。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会

- 障害者にとって身近な地域において、様々な機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる。

(5) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

- 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図る。

3 国のスケジュール（平成27年度）

時 期	事 項	備 考
上半期中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等職員対応要領、事業者のための対応指針の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月25日 改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」の策定 ・ 7月13日～ 内閣府主催による各省庁の対応要領案及び対応指針案に関するヒアリング
下半期中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等職員対応要領の作成に係る支援 ・ 国民への法、基本方針、対応要領・対応指針の広報・周知（特に、対応指針の関係業界への周知） ・ 国・地方公共団体、関係機関・団体、関係業界における各種体制の整備等 	